

青森県報

第二千五百六十七号

平成十七年
十二月十四日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県海面漁業調整規則の一部を改正する規則…………… (水産振興課) …… 一

告 示

公有水面埋立て工事のしゅん功認可…………… (漁港備課) …… 一

廃川敷地等の公示…………… (河川砂防課) …… 二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告…………… (県民生活政策課) …… 二

土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) …… 三

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定…………… (監理課) …… 三

公示による通知…………… (同) …… 四

規 則

青森県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百九号

青森県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「ならびに」を「及び」に改め、同条の表中「下北郡川内町熊野川口」を「むつ市熊野川口」に、「下北郡川内町大字宿野辺」を「むつ市川内町宿野部」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十一条の表中「尻矢崎灯台」を「尻屋埼灯台」に、「龜田郡恵山灯台」を「函館市恵山岬灯台」に改める。

第四十二条の表中「尻矢崎灯台」を「尻屋埼灯台」に、「龜田郡恵山灯台」を「函館市恵山岬灯台」に、「竜飛灯台」を「龍飛埼灯台」に、「白神灯台」を「白神岬灯台」に、「ならびに」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改める。

別表第一中「磯部嶺標」を「磯部嶺海標」に改める。
別表第三中「磯部灯台」を「磯部岬灯台」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第九百二十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十五年五月十六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十七年十二月五日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで三沢市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成十七年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

三沢市港町一丁目三から五の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地
点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 三沢市鹿中二丁目五八の一三七に設置された三等三角点(大津)(北

緯四〇度四〇分五六秒・五四一九、東経一四一度二五分三〇秒・七四

一一三)から一二二度二六分五五秒一、四五四・二五七メートルの地点

の地点から三四六度三一分一五秒二一・九九一メートルの地点

の地点から七六度三三分五五秒四九・九九一メートルの地点

の地点から一六六度三三分五五秒一七・七五五メートルの地点

の地点から七六度三三分五五秒一〇・五二〇メートルの地点

の地点から三四六度三三分五五秒一四・五七五メートルの地点

の地点から七六度三三分五五秒三〇・〇〇〇メートルの地点

の地点から一六六度三三分五五秒二七・三八五メートルの地点

の地点から七六度三三分五五秒一〇・三五〇メートルの地点

の地点から一六六度三三分五五秒一四・九四〇メートルの地点

の地点から二五六度三三分五五秒一五〇・八〇二メートルの地点

の地点から三四六度二八分〇四秒二三・五一四メートルの地点

3 面積

五、五八九・二五平方メートル

青森県告示第九百三十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じるので、河川法施行令(昭和四十年政令第

十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県土木整備部河川砂防課及び
十和田県土木整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十四日

青森県知事 三村 申吾

一 河川の名称

一級河川 高瀬川水系古間木川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十七年十二月十四日

三 廃川敷地等の位置

三沢市大字犬落瀬字古間木一六三の七及び一六三の一九地内並びに同市字古間木
山六八の三三三三、六八の三三三、六八の一六六及び六八の一六七地内

四 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 一六四・九〇平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証
の申請があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十二月十四日

青森県知事 三村 申吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年十一月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人桜の会

三 代表者の氏名

寺田 聡

四 主たる事務所の所在地

青森市岡造道二丁目一の一四

五 定款に記載された目的

この法人は、青森市及び周辺地域に存在する知的障害者及びその家族に対し地域で自立して生活していける社会の実現を図るための地域生活支援事業を行うことにより、地域住民との共生を目指し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、田子町土地改良区の定款の変更を平成十七年十二月六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十七年十二月十四日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

一 起業者の名称

青森県

二 事業の種類

弘前広域都市計画道路事業三・三・七号弘前黒石線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十七年十二月六日

別表1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
青森県弘前市 大字御幸町	18番27	宅地	公衆用 道路	94.41	94.45	94.45

別表2 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 住	所
持分10分の1 (亡)名久井申松の法定相続人 久井京子 篠原ノリ子 大野ゆき子 中澤まさ子	青森県弘前市大字茂森新町一丁目1番地2 青森県松戸市古々崎3丁目3284番地の27 青森県弘前市大字松原西一丁目3番地12 青森県弘前市大字稔町2番地30	
持分10分の1 鈴木麗子	青森県弘前市大字大清水字上広野38番地2	
持分10分の1 (亡)丹藤正次郎の法定相続人 丹藤たま 丹藤梨 丹藤隆 丹藤豊司 丹藤良雄 丹藤妙子 上記不在者財産管理人 後藤文子	青森県弘前市大字福村字新館添50番地8 福寿園 東京都府中市住吉町2丁目30番地 都営15 107 青森県弘前市大字田町四丁目11番地9 大阪府東大阪市吉田7丁目8番8号 青森県弘前市大字高田二丁目15番地8 ハイツサン クローリアC 102号 (昭和41年6月20日職権消除) 青森県青森市筒井2丁目15番22号	
持分10分の1 (亡)齋藤豊助の法定相続人		

